

上田市工事成績評定要領

(目的)

第1条 この要領は、上田市建設工事検査要綱（以下「検査要綱」という。）第16条の規定に基づき、上田市が発注する工事（検査要綱第2条第1項に規定する工事をいう。以下同じ。）の成績評定（以下「評定」という。）に関し必要な事項を定め、公正かつ的確な評定を行い、もって請負業者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の範囲)

第2条 評定の範囲は、上田市が発注する工事のうち、請負代金額が500万円以上の建設工事及び300万円以上の委託業務について行うものとする。ただし、次に掲げる工事については、評定を実施しないことができる。

- (1) 緊急工事
- (2) 区画線設置工事
- (3) しゅんせつ工事
- (4) 除草、清掃等工事
- (5) 機器の分解整備及び部品交換工事（ただし、単体の部品交換だけでなく配線・配管、制御盤等の交換工事が伴うものは除く。）
- (6) その他 契約検査課長が認めるもの

(評定者)

第3条 評定者は、監督職員（監督員及び工事担当係長をいう。以下同じ。）及び検査職員とし、各評定者の定義は次に掲げるとおりとする。

(1) 監督員

上田市財務規則（平成18年上田市規則第45号）第130条第2項の規定により、工事担当課長が工事の箇所ごとに監督職員として指定した職員をいう。

(2) 工事担当係長

工事の施工監督を担当する監督職員の係長をいう。

(3) 検査職員

上田市建設工事検査要綱第3条により、契約検査課長が完成検査を行わせるために指名した職員をいう。

(評定の方法)

第4条 評定は、工事ごとに行い、評定者が監督又は検査により確認した事項に基づき、独立して公正かつ的確に評価するものとする。

2 評定は、「工事成績採点の考査項目別運用記録」及び「委託業務成績採点の考査項目別運用記録」により行い、検査要綱に規定する工事成績評定書に記入する。

3 評定点合計は、各評定者の評定点に次の比率を乗じた点数の合計点とする。

- (1) 監督員……………0.40

(2) 工事担当係長…… 〇. 20

(3) 検査職員……… 〇. 40

4 評定点合計判定基準

(1) 優良 85点以上

(2) 良好 75～84点

(3) 普通 65～74点

(4) やや不良 55～64点

(5) 不良 54点以下

(評定の時期及び順序)

第5条 評定は次のとおりとし、第1次評定及び第2次評定は完了届が提出された後、第3次評定は完成検査終了後、速やかに実施するものとする。

2 評定の順序は、次のとおりとする。

(1) 第1次評定 監督員

(2) 第2次評定 工事担当係長

(3) 第3次評定 検査職員

(評定結果の措置)

第6条 評定点合計が55点以上64点以下であった工事は、工事担当課長が当該工事の請負者に注意を喚起する。

2 評定点合計が、54点以下であった工事は、工事担当部局長が当該工事の請負者に警告する。

(評定書の提出等)

第7条 契約検査課長は、工事成績評定書を取りまとめ、建設工事入札制度合理化対策要綱（平成18年上田市告示第3号）に規定する上田市建設工事等業者選定委員会に提出するものとする。

(評定結果の通知)

第8条 市長は、評定が完了した場合は、遅滞なく当該工事の請負者に対して工事成績評定結果通知書（様式第1号）を通知するものとする。

(評定の修正)

第9条 市長は、前条の評定結果を通知した後、当該評定を修正する必要があると認められた場合は修正しなければならない。

2 市長は、前項の修正を行ったときは、遅滞なく、その結果を当該工事の請負者に通知するものとする。

(説明請求等)

第10条 前2条による通知を受理したものは、通知を受けた日の翌日から起算して10日（上田市の休日を定める条例（平成18年条例第2号）に規定する市の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、市長に対して、書面により評定の内容について説

明を求めることができる。

2 市長は、前項の説明を求められたときは、評価表を審議の上、工事成績評価説明書（様式第2号）により回答するものとする。

3 前項の回答をする場合は、上田市請負工事成績評価委員会に意見を求めることができる。

4 前項に規定する委員会は、上田市建設工事等業者選定委員会をもって充てるものとする。

（再説明請求等）

第11条 前条第2項の回答を受理した者で、当該回答に不服のあるものは、回答日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に書面により、市長に対して再説明を求めることができる。

2 市長は、前項による再説明の請求があったときは、上田市請負工事成績評価委員会の審議を経てから、工事成績評価再説明書（様式第3号）により回答するものとする。

（評価結果の公表）

第12条 第8条により評価結果を通知したときは、財政部契約検査課内の閲覧場所において、工事成績評価結果通知書の写しを遅滞なく公表するものとする。

2 前項の公表期間は、公表した日の翌日から起算して1年が経過する日までとする。

3 第9条の規定により評価を修正した場合は、第1項の規定を準用する。

4 前2条の規定により請負者が提出した書面及び上田市が回答した工事成績評価説明書及び工事成績評価再説明書については、第1項の規定を準用する。

（補則）

第13条 この要領に定めのない事項については、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成18年3月6日から施行する。

附 則（平成20年4月1日）

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月1日）

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日）

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日）

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日）

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年4月1日）

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和４年４月１９日）

この要領は、令和４年４月１９日から施行する。

附 則（令和５年４月１日）

この要領は、令和５年４月１日から施行する。

様式第 1 号(第 8 条)

年 月 日

契約の相手方

郵便番号

所在地

商号又は名称

様

上田市長

印

工事成績評定結果通知書

貴社が受注した工事は、検査の結果、合格したので工事検査の評定結果とあわせて通知いたします。

記

1 工 事 名

2 工事場所

3 工 期

4 完成検査年月日

5 工作物引取年月日

6 評 定 点 点 項目別評定点は別表のとおり
(修正評定点 点 【評定点が修正された場合のみ】)

※ なお、評定結果に疑問があるときは、本市に対して説明を求めることができます。
この説明を求める場合は、この書面の通知日の翌日から起算して 10 日（休日を含みません。）以内に、工事名等を明記のうえ、質問事項を記載した書面を下記の送付先に提出してください。

問合せ先及び送付先

〒386-8601

上田市大手一丁目 11 番 16 号

上田市役所 契約検査課 工事検査担当

0268-22-4100(代)内線 1222・1228

別表

工事名 _____

項 目 別 評 定 点

(建設工事)

考查項目	構成比	細 別	評定点 / 満点
1 施工体制	(12.6)	I 施工体制一般	/6.3
		II 配置技術者	/6.3
2 施工状況	(40.0)	I 施工管理	/14.8
		II 工程管理	/8.3
		III 安全対策	/10.6
		IV 対外関係	/6.3
3 出来形 及び出来ばえ	(41.1)	I 出来形	/15.3
		II 品質	/17.3
		III 出来ばえ	/8.5
4 社会性等	(6.3)	I 地域への貢献度	/6.3
5 法令遵守等 (減点のみ)			
6 評定点合計			/100

様式第 1 号(第 8 条)

年 月 日

契約の相手方

郵便番号

所在地

商号又は名称

様

上田市長

印

委託業務成績の評定結果について（通知）

貴社が受注した業務は、検査の結果、合格したので上田市工事成績評定要領に基づき評定した結果とあわせて通知いたします。

記

1 委託業務の名称

2 業務場所

3 履行期間

4 完成検査年月日

5 評 定 点 点 項目別評定点は別表のとおり
（修正評定点 点 【評定点が修正された場合のみ】）

※ なお、評定結果に疑問があるときは、本市に対して説明を求めることができます。
この説明を求める場合は、この書面の通知日の翌日から起算して 10 日（休日を含みません。）以内に、工事名等を明記のうえ、質問事項を記載した書面を下記の送付先に提出してください。

問合せ先及び送付先

〒386-8601

上田市大手一丁目 11 番 16 号

上田市役所 契約検査課 工事検査担当

0268-22-4100(代)内線 1222・1228

別表

委託業務の名称

項 目 別 評 定 点

(測量・調査業務)

考査項目	評定点／満 点
1 業務の理解	／4.9
2 必要情報の把握	／4.9
3 実施体制	／4.9
4 打合せ資料	／4.9
5 工程管理	／9.1
6 技術力	／17.2
7 提案力・改善力	／5.8
8 取組姿勢	／5.8
9 目的の達成度	／17.3
10 とりまとめ	／14.7
11 照査	／10.5
12 事故及び不適切な業務による減点	
13 評定点合計	／100

別表

委託業務の名称

項 目 別 評 定 点

(設計業務)

考査項目	評定点／満 点
1 業務の理解	／4.4
2 必要情報の把握	／4.4
3 実施体制	／4.4
4 打合せ資料	／4.4
5 工程管理	／8.1
6 技術力	／14.5
7 提案力・改善力	／4.6
8 施工時への配慮	／3.6
9 コスト把握能力	／12.5
10 取組姿勢	／4.6
11 目的の達成度	／14.5
12 とりまとめ	／11.8
13 照査	／8.2
14 事故及び不適切な業務による減点	
15 評定点合計	／100

様式第2号（第10条）

年 月 日

契約の相手方

所在地

商号又は名称

様

上田市長

印

工事成績評定に係る説明書（回答）

年 月 日付で貴社から説明を求められた評定内容について、下記のとおり回答します。

本説明書に不服のあるときは、市長に対してその疑問の旨を付して、この書面の回答日の翌日から起算して10日（休日を含みません。）以内に書面により、再説明を請求することができます。

また、再説明を求める場合の書面の送付先及び手続等についての問合せ先は下記のとおりです。

記

1 工 事 名

（委託業務の名称）

2 疑問に対する回答

3 送付先及び手続等の問合せ先

〒386-8601

上田市大手1丁目11番16号

上田市役所 契約検査課 工事検査担当

Tel0268-22-4100（代）内線1222・1228

様式第3号（第11条）

年 月 日

契約の相手方

所在地

商号又は名称

様

上田市長

印

工事成績評定に係る再説明書（回答）

年 月 日付で貴社から再説明を求められた評定内容について、下記のとおり回答します。

記

1 工 事 名

（委託業務の名称）

2 疑問に対する回答

3 問合せ先

〒386-8601

上田市大手1丁目11番16号

上田市役所 契約検査課 工事検査担当

Tel0268-22-4100（代）内線1222・1228